-	<u> </u>	/13 / 5/		
営業所の名称		系 使 用 人 T		
	建設業法第7条第2号 イ、ロ若しくはハ又は 同法第15条第2号イ若 しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人	事務関係使用人	合 計
本社	5人	5人	3人	13人
弘前支店	3	1	1	5
様式第一号別	1) 小以 —	営業所に所属する技術者		
(1)又は(2)I た順に、全て(	この戦し	うち「営業所の専任技術 」の要件を満たす者の数を		
所について書		λ。		
建設業に従事している使用人(雇用期間を限定することなく雇用された者)の数を記入する。				
法人にあっては、代表権を有する役員、個人にあっては、その事業主を含む。 日雇い等の労務者、兼業事業部門に従事する者は除く。				
□ 直催い等の方物名、採来事来的「JC促事する名は称\。				
合 計	人	人	人	人

坐行

庙

田

Д

## 記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定(法第17条において準用する場合を含む。)に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項(法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)をいい、労務者は含めないものとすること。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。